

自治会館の安全・安心な利用に向けた取組について

市民活動課

1. 政策等の背景・目的及び効果

現在、市では自治会館建設等助成制度により、耐震改修をはじめ改修にかかる費用の一部を助成することで、地域活動の拠点施設である自治会館を安全・安心にご利用いただけるよう、支援を行っています。

一方、現行制度では、建築確認を受けた日が昭和56年6月1日より前の旧耐震基準の自治会館を改修助成の対象外としており、自治会館の改修経費の全額を自治会が負担するため、資金に余裕がない自治会は改修ができず、さらに老朽化が進む状況となっています。

また、自治会館利用者の安全を確保するため、自治会館へのAED設置について検討を進めてきた中、自治会へのアンケート調査により、AED設置を求める一定のニーズを把握できました。

これらを踏まえ、自治会館の安全・安心な利用に向けた取組として、耐震改修助成額を増額することにより、引き続き、自治会館の耐震化の促進を図るとともに、改修助成要件の見直しや、自治会館へのAED設置にかかる助成メニューの創設を行います。

2. 助成制度の改正内容

(1) 耐震改修限度額の増額及び改修要件の見直し

①耐震改修限度額を増額

自治会の資金不足や近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、耐震改修の限度額を現行の100万円から150万円へ増額し、引き続き耐震改修の促進を図ります。

なお、旧耐震基準の自治会館においては、これまでと同様、耐震改修助成と合わせて改修助成も併用して活用できます。

②旧耐震基準の自治会館で改修助成の活用が可能に

これまで改修助成の対象としていなかった旧耐震基準の自治会館において、当該自治会館を安全・安心に利用するため、耐震性向上につながる屋根の軽量化や耐震シェルターの設置などの改修のほか、長寿命化、維持保全、バリアフリー化などに必要な改修が可能となるよう、助成制度の要件を見直します。

(2) 自治会館へのAED設置に係る助成メニューの創設

住民相互の救援・救護活動を推進し、地域活動の拠点施設である自治会館を安全・安心に利用してもらうための支援策として、自治会館へのAEDを設置する際に活用できる助成メニューを創設します。

【自治会館に設置するAED購入に係る助成内容の概要】

- 助成対象経費 自治会館に設置するAED購入費
 - ※AED本体及び収納ボックス・消耗品（バッテリー・除細動パッド・その他附属品）・保証を対象とする。
 - ※AED本体以外のみでの購入は対象外とする。
 - ※設置場所は屋内外を問わない。
- 助成率及び限度額 助成率 助成対象経費の3分の2
限度額 30万円
- 主な助成要件
 - ・1つの自治会館に対し1台とする。
 - ・AEDの日常点検や消耗品の交換その他の適正な管理を行うこと。
 - ・自治会において普通救命講習やAED取り扱い訓練を計画し実施すること。

(3) 新旧対照表

自治会館建設等助成制度

《現行》		
区分	助成率	限度額
新築・建替え	助成対象経費の2/3	750万円
改修	助成対象経費の2/3	300万円
耐震改修	助成対象経費の2/3	100万円
耐震診断	助成対象経費の2/3	(木造)10万円 (非木造)50万円
土地取得	助成対象経費の2/3	1,200万円
土地賃借	当該賃借料	年額30万円

継続

要件見直し

増額

継続

創設

《改定後》		
区分	助成率	限度額
新築・建替え	助成対象経費の2/3	750万円
改修	助成対象経費の2/3	300万円
耐震改修	助成対象経費の2/3	150万円
耐震診断	助成対象経費の2/3	(木造)10万円 (非木造)50万円
土地取得	助成対象経費の2/3	1,200万円
土地賃借	当該賃借料	年額30万円
AED購入	助成対象経費の2/3	30万円

※旧耐震基準の自治会館においても、耐震性向上につながる屋根軽量化などの改修が可能となる

耐震改修時に耐震改修助成と改修助成の併用が可能

3. 今後のスケジュール等

令和8年4月	自治会への制度周知
令和8年9月末まで	制度を活用する自治会と事前協議
令和9年4月から	助成金交付申請の受付、助成金の交付

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進2 市民による活発なまちづくり活動を支援します



5. 関係法令・条例等

自治会館建設等助成金交付規則

6. 事業費・財源及びコスト

事業費については、令和8年度における事前協議により、令和9年度当初予算に計上します。

<助成制度見直し後の概算見込額>

耐震改修：300万円（2件）、改修：600万円（2件）、AED設置：300万円（10件）